

第8回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日（火） 午前9時30分から午前10時25分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室

3. 出席委員（9名）

会長 古賀 正廣
会長代理 石橋 祐一
3番委員 中島 照章
4番委員 梅野 節子
5番委員 鳥越 孝広
6番委員 内野 和幸
7番委員 境 タヅ代
8番委員 松山 規子
9番委員 池端 祥久

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第5号 非農地証明について

報告第6号 農地法第52条の規定による賃貸借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松尾 健一

次長 野田 稔雄

職員 堀江 陽子

職員 福浦 忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第8回農業委員会総会を開催いたします。

大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員と9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、6件の申請がございます。なお、私に関するものがございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できないため、その際は退席願います。

それでは1番から5番までの案件説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

1番は、期間満了による更新申請でございます。

2番も、同様に期間満了による更新申請でございます。

3番は、借受中である○○さんがブドウ栽培地と隣接する農地とを一体的に取得されるものでございます。関連して7ページの利用権解約の4番案件で提出がっておりまます。

4番は、1年前から農地取得の相談があつておりましたが、所有者死亡により相続手続きを待たれていたもので、この度、登記完了に伴い申請があつたものでございます。

5番は、農地処分の相談があつていたもので、隣接耕作者の○○さんへ繋ぎ、取得の条件が整ったところでございます。なお、当地は、2つに分割した台帳管理をしており、これは、上段の64m²は市街化区域の指定を受けており、下段の770m²は市街化調整区域であることからでございます。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。
1番の担当委員は私ですので、私から意見を述べます。

議長 ○○さんは、地域の認定農業者であり問題ないと思います。以上です。

議長 次の2番案件は、5番委員ですでのお願いします。

5番委員 ○○さんは、推進委員をされており、推進委員になられた際に当地を引き受けられたと思います。住宅が隣にあり使いづらいところだと思いますが、管理もきちんとされておりますので何ら問題はありません。

議長 次の3番案件は、6番委員ですでのお願いします。

6番委員 ○○さんは地元で先代からブドウを作っている専業農家であり、認定農業者であります。きちんと管理もされておりますので何ら問題はありません。

議長 次4番は、私でございます。

議長 ○○さんは、地域の中規模三農家の一人でございます。説明にあったように購入の話を1年程前から聞いておりましたが、亡くなられたことで登記名義の変更を待っているとのことで時間を要したようです。耕作もきちんとされており問題ないと思います。以上です。

議長 次の5番案件は、8番委員からお願いします。

8番委員 ○○さんは近隣を広く耕作されている認定農業者です。○○さんが取得されるということですので何ら問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。担当地区委員の意見を終わり審議に入れます。
みなさんからご意見、ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

- 議長 それでは審議を終わり採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
ありがとうございました。
全員賛成で1番案件は許可に決定します。
- 議長 次に2番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
ありがとうございました。
全員賛成で2番案件は許可に決定します。
- 議長 3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成で3番案件は許可に決定します。
- 議長 4番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
ありがとうございました。
全員賛成で4番案件は許可に決定します。
- 議長 5番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
ありがとうございました。
全員賛成で5番案件は許可に決定します。
- 議長 次に6番案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は2番委員にお願いします。
- －会長退室 -
- 議長 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
6番案件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。
農業用倉庫と道路に隣接する三角形の荒れかけた農地で、トラクタ等の機械置場として利用のための取得申請でございます。ご審議の程よろしくお願いします。
- 2番委員 担当地区委員の意見を地区外ではありますが、5番委員からお願いします。
- 5番委員 作業倉庫の隣ですので問題ありません。
確認ですが、この場所は農業振興地域でしょうか。倉庫は問題ないでしょうか。
- 事務局 この場所は農業振興地域の白地でパイプ式倉庫を予定されており、建築住宅課へ問題ないか確認をされております。

5番委員 分かりました。

2番委員 ありがとうございました。

それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

(発言者なし)

2番委員 無いようですので審議を終わり採決に入ります。

6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。

6番案件は全員賛成で許可に決定します。

それでは、会長の入室をお願いします。

—会長着席—

2番委員 会長の案件は許可に決定しました。

会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第1号を終わります。

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、14件の申請があつております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、12月総会で審議いただいた推進機構取得分農地を認定農業者の〇〇さんが購入されるものでございます。

2番は、売買事業のため推進機構が取得するものでございます。

3番は、所有者の息子である〇〇さんが、規模縮小のため一部を貸し出しを希望されており、近隣耕作者の〇〇さんとの貸借がまとまったものでございます。

4番は、〇〇さんが隣を耕作している〇〇さんへ依頼され、まとまったものでございます。なお、期間は、他の貸借終期と合わせたいとのことから1年となっているものでございます。

5番は、規模縮小のため近隣耕作者の〇〇さんに相談され、貸借がまとまったものでございます。

6番は、5番の隣の農地で、こちらも〇〇さん規模縮小のため〇〇さんとの貸借がまとまったものでございます。

7番から10番までは、〇〇さんの規模縮小ため解約された農地を〇〇さん耕作のための申請でございます。

11番は、3分割の耕作形態でしたが、〇〇さんとの貸借期間満了となったため、

全てを一体利用の田として○○さんへ貸借の申請でございます。

12番は、貸借期間満了による更新申請でございます。

13番は、自作地だった農地を○○さんへ貸し出しされるものでございます。

14番は、○○さんが規模拡大で耕作地の隣を貸借されるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。

何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。

(発言者なし)

ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。

議案第2号の案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で議案第2号は許可することに決定致します。

議長 以上で審議を終了し報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。市街化区域における自己利用の転用で、資材置場並びに駐車場利用でございます。なお、親子間の貸借があった農地でしたので、解約の提出があつてゐるものでございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1番、2番は、株式会社〇〇が資材置場として利用されるものでございます。

3番、7番は、同じ〇〇さんが新築中の自宅敷地に隣接する農地を駐車場や庭等の敷地拡張を目的とする転用でございます。

戻りまして4番は、土地所有者〇〇さんの孫となる〇〇さんが、住まい新築のための転用申請でございます。

5番、6番は、同じ有限会社〇〇が資材置場としての転用申請でございます。

以上で説明を終わります。

議長 何かご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1番は、〇〇さん規模縮小のための解約で、所有者が管理すると聞いております。

2番は、報告第1号で申し上げた親子間の解約でございます。

3番から5番までは、規模縮小をされる〇〇さんの解約ですが、全て〇〇さんへ貸付予定でございます。

このため、解約後の耕作者を探す農地はございません。以上です。

議長 はい。説明がございました。

何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので次に進みます。

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、別人への貸付けのための解約でございます。
2番は、耕作者が亡くなられたことにより別人へ貸付けのための解約でございます。
3番は、規模縮小のため親子間の貸借を解約されたものでございます。
4番は、貸借地取得のための解約でございます。
5番は、規模縮小のための解約でございます。
6番は、自作地へ変更のための解約でございます。
7番、8番は、規模縮小意向の○○さんの解約でございます。
この中で5番が解約後の耕作者がいないため、耕作者捜しが必要な案件でございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何かございますでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第4号を終わります。次に、

報告第5号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
1番は、駐車場利用の土地でございます。
2番は、以前は車一台分の車庫があった土地でございます。
3番は、道路敷きの一部と思われていた土地ですが、正しくは雑種地の一部であることが判明した土地でございます。
いずれも委員と現地確認をいただいております。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第5号を終わります。次に、

報告第6号 農地法第52条の規定による情報の提供について

議長 このことについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。
毎年、1月から12月までの1年間の貸借情報をまとめ報告しておりますが、令和5年分がまとまりましたのでご報告いたします。
件数は、前回と同程度ですが、無料の使用貸借割合が60パーセントを超え、過去最大の割合となっております。これは、米の価格減少に伴い、耕作条件の良くない農地での貸借において、所有者自身で管理できない農地が増えたことで、無料でも構わないとの考えが増しているためと思われます。

有料の状況をみると田の平坦地平均額は上昇しております。また、物納では量の減少がみられます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。
これをもちまして第8回総会を終了いたします。

閉会

以上